

令和 年 月 日

保護者 殿

南風原町立南風原中学校
校長 當間 保
(公印省略)

出席停止のお知らせ

お子さんは、インフルエンザにかかっており、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。登校の際は、下記の出席停止解除願いを提出してください。

(インフルエンザの登校基準：「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで」)

登校許可書（出席停止解除願い）

年 組 番 氏名

- 受診した医療機関名：()
- 診断型： A型 ・ B型 ・ 不明 （該当する項目に○をつけてください）
- 処方薬：() (処方された薬の名前を記入してください)
- 体温の経過

発症からの経過		測定時間	体温
発症日当日：0日目	月 日	時 分	(°C)
発症日翌日：1日目	月 日	時 分	(°C)
2日目	月 日	時 分	(°C)
3日目	月 日	時 分	(°C)
4日目	月 日	時 分	(°C)
5日目	月 日	時 分	(°C)
6日目	月 日	時 分	(°C)
7日目	月 日	時 分	(°C)
登校する日の朝	月 日	時 分	(°C)

上記の通り、出席停止期間を経過し、治癒しましたので登校させます。

令和 年 月 日 保護者氏名 印

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日 0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
								登校可能		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)

